

2026 年 8 月 5 日

令和八年熊本地震を受けた「第 71 回物性若手夏の学校」対面開催基準

「第 71 回物性若手夏の学校」準備局

代表 中柴 柊馬

副代表 加納 舞

1. 概要

この「『第 71 回物性若手夏の学校』対面開催基準」（以下「本基準」）は、2026 年 7 月 28 日に発生した令和八年熊本地震を受けて、物性若手夏の学校の安全な開催の可能性を正しく評価し、夏の学校の開催方針を決定するために策定されたものである。

本基準は、「交通インフラ」「安全性」「被災地*への影響」の 3 つの判断軸のそれぞれに対して対面開催が不可能となる条件を列挙し、それらが 1 つでも満たされた場合に対面開催を中止する、というものである。

なお、対面開催が中止になった場合は、原則としてオンラインでの開催に転向する。

本基準は、地震発生後の 2026 年 7 月 31 日に考案され、改訂ののち同 8 月 4 日に準備局内で承認された。

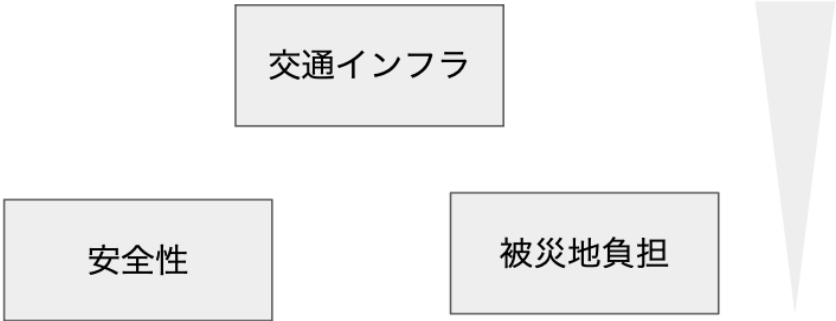
*「被災地」とは、令和八年熊本地震で著しい被害を受けた熊本県南部の市町村を指す。

2. 対面開催のための3大判断軸

以下に、本基準の概略を示す。

判断軸	主要テーマ	主な評価項目
1. 交通インフラに対する基準	参加者が安全に来て安全に帰れるか	交通手段の確保、備品・物資到着の目処、飛行機等の欠航影響
2. 安全性に対する基準	開催期間中の安全が担保されているか	会場被害・ライフライン復旧、ホテルの備蓄・対応力、余震および自然災害リスク
3. 被災地への影響に対する基準	被災地に対する影響はないか	会場の避難所指定、ホテル物資の優先度、交通インフラの逼迫状況

判断軸の優先順位は、次のような階層構造とする。



なお、キャンセル料発生の有無（金銭面）や「～だから開催すべき/しないべき」（べき論）については、これら３軸による客観的判断の下層に位置するものとし、ここでは考慮しない。

3. 各基準の詳細方針

(1) 交通インフラに対する基準（参加者が安全に来て安全に帰れるか）

- **交通停止時の判断：**地震等で交通が停止した場合、単にインフラ状況だけで機械的に判断せず、被害の程度や復旧の見通しを含めて判断する。
 - 「主要駅や空港が破損し閉鎖される」「線路が破損する」などにより、8/16時点での当分(48時間以上)の運休が発表された/見込まれる場合は、15日までに中止を決定する。
- **備品輸送の遅延：**JR貨物の運休やトラック輸送業者の休業等により、2日目午前中までに備品が届く目処が立たない場合は中止とする。
- **悪天候等の影響：**悪天候により航空便が欠航した場合は以下の通りとする。
 - 同日中に復旧が見込まれる場合は短縮開催、当分(48時間以内)の復旧が見込まない場合は中止とする。

(2) 安全性に対する基準（安全に開催できるか）

- **会場の直接被害：**会場建物自体に倒壊や亀裂などの被害が発生した場合は即座に中止とする。
- **ライフラインの停止：**ガス・電気・水道・通信が停止し、8/16日中に復旧の見込みがない場合は中止とする。
- **ホテルの対応能力・備蓄：**8/16時点でホテルの備蓄食糧等が通常量を著しく下回り、かつ補充の目処が立たない場合、緊急時の対応が不能であるとして開催を中止する。
- **近隣地域の状況：**会場の近隣ホテル等が目立った被害（倒壊・亀裂など）があり、開催日までに営業再開の目処が立たない場合、阿蘇プラザホテルの意見に従い、延泊時対応が不可能となった場合は開催を中止する。
- **余震および自然災害リスク：**
 - 開催1週間以内に阿蘇市で震度5弱以上の地震が発生した場合は中止とする（気象庁基準）。

- 開催期間中に気象庁の報道発表等で地震活動の見通し（余震リスクの平常時からの著しい増大など）が言及された場合は中止とする。
- **他の自然災害（大雨、暴風など）：**
阿蘇市内に「警報（レベル3）」以上の予報が出たら、予報の効力期間に応じて中止あるいは短縮開催とする。

(3) 被災地への負担に対する基準（被災地に対する影響はないか）

- **避難先指定：** 会場施設が避難所として指定された場合は開催を中止する。
- **物資需要：** 被災地が阿蘇プラザホテルの保有物資を必要とし、それが夏学の開催に影響を及ぼす場合は、開催を中止する。
- **交通の逼迫：** 阿蘇地域周辺への被災者輸送により交通インフラが逼迫する等、開催地への移動自体が被災地の負担となる場合は、自治体（阿蘇市および被災地）の意見に従い、中止を提言された場合は開催を中止する。